



広報

No.448

2012.5

ゆしゆ

議会報告

3月定例会特別版

- 平成24年第1回定例会……2～3
- 一般質問……………3～7
- 平成23年度補正予算……………7
- 平成24年度当初予算……………8



～お気軽に議会を傍聴ください!～

沓形小学校児童議場見学（平成23年11月25日）

平成24年 第1回町議会定例会

第1回町議会定例会は3月13日招集され、条例の改正案、予算等を審議し、いずれも原案のとおり可決しました。主なものは次のとおりです。

〔条例制定〕

◆利尻島し尿前処理施設の設置及び管理に関する条例

○本条例は、下水道ミックス処理施設として、利尻富士町と共同で、平成22年度から2箇年工事で整備してきた本施設の設置及び管理運営について、必要事項を定めるものです。

公布されたことにより、本町の条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、平成25年4月1日からの市町村たばこ税の税率引き上げや、平成26年から平成35年までの10年間、東日本大震災の復興財源の一部としての、町民税の均等割の3千円から3千5百円への増額等、地方税法の改正に伴う町条例の関係箇所の改正です。

◆利尻町公民館条例の一部を改正する条例

○本条例は、平成23年8月30日に公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による、社会教育法の改正に伴い、本町の条例を一部改正するものです。

園施設等の、通所による支援を行う施設が、児童発達支援センターに一元化されることとなり、受給資格者のうち受給対象外となる者の欄が変更となるため、第3条第2号中の「知的障害児通園施設に通所している者を除く」を削除しようとするものです。

〔条例改正〕

◆利尻町課設置条例の一部を改正する条例

○本条例は、行政サービスの向上のために、組織機構を見直し、現在ある産業建設課を、産業振興課と建設課に分割し、現在の3課を4課にするものです。

◆利尻町税条例の一部を改正する条例

○本条例は、根拠法令の地方税法の一部を改正する法律が

◆利尻町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○本条例は、現在の北海道から市町村への事務権限移譲の推進に伴い、平成24年4月1日から、野外広告物の許可等に関する事務を当町で行うのに際し、事務処理に係る手数料を規定するために、本条例の一部を改正するものです。

◆利尻町博物館条例の一部を改正する条例

○本条例は、平成23年8月30日に公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による、博物館法の改正に伴い、本町の条例を一部改正するものです。

◆利尻町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

○本条例は、児童福祉法の一部改正により、障害児支援施設の名称が整理されたこととなり、助成対象のうち助成対象外となる者の欄が変更となるため、第3条第2号中の「知的障害児通園施設に通所している者を除く」を削除しようとするものです。

◆利尻町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

○本条例は、児童福祉法の一部改正により、知的障害児通

◆利尻町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

○本条例は、平成24年4月より、し尿の収集を利尻町が行うことに伴い、本設置条例の一部を改正しようとするものです。

◆利尻町介護保険条例の一部を改正する条例

○本条例は、平成24年度から平成26年度までの3箇年間の、65歳以上の高齢者（第1号被保険者）の介護保険料を、年額4万9千2百円、月額4千1百円に改正しようとするものです。

◆利尻町中小企業融資条例の一部を改正する条例

○本条例は、今般、金融庁の中小企業地域金融機関向けの総合的な監督指針及び北海道信用保証協会の保証申し込み手続きの改正により、経営者以外の第三者の個人連帯保証

を原則求めないこととし、連帯保証人に対する負担軽減や

利害関係が及ばないよう対応策が講じられたことから、保証協会連携融資である利尻町中小企業融資も同様の取り扱いとしたいため、条例の一部を改正しようとするものです。

◆利尻町営住宅管理条例の一部を改正する条例

○本条例は、地方分権改革推進計画に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、従前、公営住宅法及び同法施行令の省令・政令において規定されていた入居収入基準が、各自治体に条例委任されたことに伴い、この規程を整備するために、条例の一部を改正しようとするものです。

〔条例廃止〕

◆利尻町指定居宅介護支援事業所設置条例を廃止する条例

○本条例は、平成12年4月から、介護保険制度が施行されたものの、町内に指定居宅介護支援業務ができる事業所がなかったため、町において本事業所を開設し、業務を実施してまいりましたが、平成24年4月から社会福祉法人利尻町社会福祉協議会が新たに本事業所を開設することとなり、これに伴って、本設置条例を廃止しようとするものです。

一般質問



Q 新生チームによる滞納金回収の進行状況は怎么样了なっているか？

A プロジェクトチームによる徴収活動を行っており、今後出納閉鎖期に向けて徴収活動を継続していく。

谷議員 昨年12月の第4回定例会において、新生チームを作り、滞納金の回収に取り組むとのことでしたが、現在の進行状況について、町長に尋ねいたします。

田島町長 滞納が経常化している実態を改善するために、昨年9月1日付で、副町長を

特別徴収にあたることとなり、昨年12月にも一般税、保険税、住宅料担当の5つのチームを編成、徴収活動にあたりました。特に現年度分から滞納を発生させないように、現年度分の納税納付に重点を置き、さらにこれまでの滞納分の解消に向け、納付をお願いして参りました。

本部長とし、税務所管課、国民健康保険所管課、公営住宅所管課、仙法志支所の管理職担当職員を構成メンバーとして、利尻町町税等滞納改善対策本部を設置したところです。日常は税務担当者が徴収業務にあたり、出納閉鎖期などの時期に、対策本部によるプロジェクトチームを編成し、

滞納者に誠意が見えないときは強制執行も念頭においており、今のところプロジェクトチームによる徴収の結果が得られているようです。今後出納閉鎖期にも徴収活動を行う予定ですので、もう少し経過を見守りたいと考えております。

2 問目

Q

生活排水処理未整備世帯に対する一刻も早い対策が必要では？

A

町民皆様の生活や経済事情に応じ、それぞれ最適な方法で整備を進めていきたい。

谷議員 現在、生活排水処理未整備戸数が129戸あると聞いていますが、海の汚染を考えると水産資源に悪影響を及ぼすとともに、環境衛生的にも一刻も早い対策が必要と思われませんが、町長の見解をお尋ねいたします。

30戸ほど浄化槽の設置に際して頂きましたが、ご協力頂けなかった世帯もあり、こちら未整備世帯が残っているのが現状です。

田島町長 生活排水の処理区域においては、法的には原則的に下水道に加入することになってはいるんですが、町民皆様の生活レベルや経済事情もそれぞれ差がありますので、強制的に加入させることは難しく、現在も未整備部分が残っているのが実態です。

また、蘭泊、久連、長浜、栄浜といった下水道区域外の地域については、平成16年から19年まで、国の浄化槽市町村整備事業制度を活用し、合併浄化槽の設置を進めまして、

生活排水を直接海へ流出しているのは、法的にも、また海の環境汚染や水産資源への影響を考えれば、大変な問題ですから、お年寄りのひとり世帯など経済事情が厳しい世帯の場合は、合併浄化槽ではなく、沈殿槽を設置し簡易処理を行い、上水だけを側溝を通して海へ流すという方法もありますので、そういった選択肢も未整備世帯の皆さんへ呈示しながら、理解を得られるよう地道に話し合いを行い、少しでも未整備戸数を減らすように取り組んで参りたいと考えております。



Q

登校時の通学路の確保を最優先すべきでは？

A

生活道路などの後に通学路の除雪を行っている現状にあるが、来年度に向けて除雪体制を見直したい。

松村議員 今年は例年になく雪が多く、登校時の通学路が確保されていないため、児童生徒が車道を歩いたり、雪山の中を歩いたりすることがあり、大変危険な状態であるので、今後、通学路の確保を最優先すべきと思いますが、町長の考えをお訪ねいたします。

のため、通学路の除雪は、優先される道路の後となつてしまっているのが現状です。また、除雪体制も限られておりますから、現状を打破する

田島町長 現在、町の除雪体制では、通常6時頃から出動し、降雪状態によつてはさらに早く出動して除雪作業を行っておりますが、通学路あるいは歩道を開けるにしても、まずは生活道路を開けなければなりませんし、産業道路についても、港や浜に行くことが出来ないということになれば、地域経済や産業に支障をきたしてしまうことから、優先して除雪しております。そ

2 問目

Q

悪質滞納者に対する強制執行を、実際に行った経緯はあるのか？

A

特別徴収の結果などを勘案し、もう少し経過を見守りたく、強制執行は行っていない。

松村議員 以前、町長の答弁の中で、悪質滞納者には強制執行もするという考えを示しておりますが、実際に手続きをされた経緯はあるのか、町長にお訪ねいたします。

結果、一定の成果が出ているようですし、具体的な成果に表れてなくても、納税計画に依りて、少しでも納入した方もおりますので、そういった実態も勘案して、もうしばらく経過を見てみる必要があると考えております。

田島町長 先に関連して質問があり答弁した通りですが、利尻町町税等滞納改善対策本部によるプロジェクトチームを編成し、特別徴収を行った

には、除雪の開始時間を繰り上げるか、除雪機を増やすかのどちらかしかないと考えております。大切な児童生徒のことですから、なるべく不自由のないように、除雪体制を図っているわけですが、来年度に向けてもう一度、除雪体制、人員の配置や優先度合いなどを整理するなど、見直したいと考えております。

3 問目

Q

自然の家の転用先が決まるまでの間、防災拠点として活用する考えはないか？

A

非常事態に対処できる設備・物品の配置を計画しており、転用後も相手先と防災協定を締結、非常時に避難施設として活用したい。

松村議員 久連「自然の家」

の利活用については、依然としてその転用が決まっていないう状況にあることから、有効的な活用が決まるまでの間、最低限の整備をして、蘭泊、久連、長浜地区などの防災拠点として活用する考えはないのか、町長にお尋ねいたします。

場所とっており、転用先の

相手方と防災協定を締結して、

非常時には避難施設として使

わせて頂けるようにしたいと

考えております。

田島町長 今、町の防災計画の中では、自然の家も避難施設として指定をしておりますので、いざという時に対応できるように、平成23年度補正予算や平成24年度当初予算の中で、発電機や暖房器具、毛布や非常食などの備品や消耗品の整備費を計上、配置を計画しております。

また、転用先が決まったとしても、従来通り蘭泊、久連、長浜地区における適切な避難



Q

両町の赤字負担について、今後どのような話し合いを進めるのか？

A

現在、利尻富士町との協議は上手く進んでいないが、今後も引き続き協議する機会を作り、話し合いを続けていきたい。

惣方議員 利尻島国保中央病

院の、経営診断書で指摘された事項に対して、今後の病院運営に対する取り組みや対策の報告書が提出されたことに対して、新年度より早急に取り組みをして頂くことはもとより、この報告書の中で、特に懸案となっております両町の赤字負担について、今後どのような話し合いを進めるのか、町長にお伺いいたします。

両町の赤字負担について、

何度か利尻富士町と協議するよう話を持ったこともあるんですが、なかなか話がまとまらず、思い通りに進んでいないというのが現状です。

先に利尻富士町と締結した確約書の期限が平成26年度までとなっておりますが、内容によっては期限前に協議するようになっていると思いますので、今後も引き続き、協議する機会を作るための方策などを念頭に置きながら取り組んでまいりたいと考えております。

田島町長 先に実施いたしました、当病院の経営診断の報告書に基づき、即改善すべきものは、すぐに着手しなければならぬし、時間を要するものについては、今後内部で検討し、進めて行かなければならないことだと考えております。

また、転用先が決まったとしても、従来通り蘭泊、久連、長浜地区における適切な避難

2 問目

Q

現在利尻島国保中央病院で対応できない人工透析患者に対する対策は考えているか？

A

今後、診療器具や人員の増強など診療体制を強化して、対応できるように進めていきたい。

惣万議員 年々人工透析患者の方が増加しており、島内での治療ができず、他市町へ家族で移住する方が出ておりますが、利尻島国保中央病院で対応できない患者に対して、町長は何か対策を考えているのか、お伺いいたします。

田島町長 人工透析だけの症状であれば、現状、当病院でも十分対応可能であったと思いますが、他の病気を併発しているなど、搬送リスクの高い患者さんの症状によっては、本意ではありませんが、専門医のいる他病院へ転院せざるを得ないのではないかと考えております。やはり、患者さん本人の体を第一に考えなければなりませんから、賢明な選択だと思えます。

ただ、当病院も今年4月より臨床工学技士を1名新規採用し、従来の2名体制へ戻ることとなり、また新規採用の方も5月以降になれば徐々に経験も積んでまいりますから、診療台そのものは現在空きがあるわけで、今後、受け入れはより可能になってくると考えております。

将来的な患者の増加に対し

ては、診療室の拡張、診療台や診療器具の増強、また臨床工学技士の数を増やすなどして、診療体制を強化することでの対応が可能となると思っております。

患者さんのことを考えれば、やはり島で生活して、島で治療を受けられることが最も適切なことだと思いますので、医局など病院側と十分協議、検討を進めたいと考えております。



Q

近年増加しつつある空き家について、何らかの対処をする考えはあるのか？

A

利尻町廃屋等処理助成要綱に基づき、解体費用の一部を助成するなどして、今後も所有者に自発的な処理を促していきたい。

菊池議員 この冬の豪雪の影響で、空き家の倒壊が各地で相次いでおりますが、我が町においても近年空き家の数が増えつつあり、近隣の人からの苦情を度々耳にしております。観光地としての美観を損ねるといった問題もあることから、このことについて、町として、何らかの対処をする考えをお持ちかどうか、町長にお伺いいたします。

田島町長 空き家については、以前、転入される方々への住宅対策など有効活用を図ろうとしましたが、思うように進まなかった経緯があります。

老朽化が進むと観光地としての美観を損ねますし、なにより風でトタンや壁板などが



飛び、通行人や車両、近隣の方々に被害を与えたりといったことにもなりかねないわけです。また冬期間においては、屋根からの落雪による被害も予測されます。町としても空き家による事故を防止

するため、消防本部や消防署と連携し、冬期間であれば雪下ろしなどの安全策を講じているのが現状です。

町では現在、特に景観が悪く、危険が伴い、所有者が町内にいない空き家については、町の審査委員会により、利尻町廃屋等処理助成要綱の対象物件であるかを判断し、対象物件となった空き家に対しては、所有者と連絡を取り、解体費用の3分の1、30万円を限度として助成金を交付して、処理を促してきております。

空き家とも言えども、私有物件ですから、所有者の了解なしで町が解体処理を行うのは難しく、所有者には自発的に処理を行って頂くよう、お願いをしております。

しかし、所有者が解体に応じない場合に、行政代執行で町が所有者に代わって解体処理を行えるようにするための条例の整備についても、これから検討を行いたいと考えております。

【平成23年度補正予算】

※△は減額です。

	補正額(増減)	予算総額
一般会計補正予算(第7号)	1億2,059万3,000円	33億2,349万6,000円
国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	1,120万9,000円	3億7,806万8,000円
後期高齢者医療特別会計予算補正(第2号)	229万3,000円	4,176万9,000円
介護保険特別会計補正予算(第3号)	△ 922万5,000円	3億199万4,000円
簡易水道特別会計補正予算(第2号)	△ 9,430万1,000円	2億3,461万1,000円
特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)	△ 47万1,000円	1億9,726万4,000円
宿泊施設特別会計補正予算(第2号)	112万8,000円	2億2,103万2,000円
砕石事業会計補正予算(第1号)	42万9,000円	2億5,479万0,000円

町政の主人公は町民の皆さんです！

議会を傍聴しましょう

定例町議会は年4回(3・6・9・12月)に開かれます。

平成24年度 一般会計他10会計予算 原案のとおり可決

平成24年度の一般会計予算は、第1回町議会定例会において一般会計予算審査特別委員会（委員長：江戸克廣）が設置され、これに付託、審査されました。

同委員会の審査は、3月14日から15日までの実質2日間にわたり、慎重に審議され、3月15日本会議において上程され一般会計他10会計が原案のとおり可決されました。

◎平成24年度各会計予算額

区 分	平成24年度予算額	平成23年度予算額
一 般 会 計	29億9,200万0,000円	30億1,710万0,000円
国民健康保険事業特別会計	3億7,260万8,000円	3億7,007万2,000円
後期高齢者医療特別会計	3,975万7,000円	3,848万3,000円
介護保険特別会計	2億6,290万1,000円	2億9,916万4,000円
簡易水道特別会計	4億6,559万9,000円	3億2,836万0,000円
下水道事業特別会計	1億5,607万8,000円	4億3,507万5,000円
漁業集落排水施設事業特別会計	5,330万0,000円	5,111万1,000円
し尿前処理事業特別会計	2,210万0,000円	0円
特別養護老人ホーム特別会計	2億 136万6,000円	1億9,539万8,000円
宿泊施設特別会計	2億2,284万6,000円	2億1,750万4,000円
碎石事業会計	2億8,226万3,000円	2億5,436万1,000円
合 計	50億7,081万8,000円	52億 662万8,000円

※し尿前処理事業特別会計は、平成24年度新設